

住宅の耐震改修により固定資産税が減額されます

既存住宅を耐震改修工事した場合、次の要件に該当しますと、当該住宅に係る固定資産税が減額されます（地方税法附則第15条の9第1項）。

1 住宅及び耐震改修工事の要件

- (1)住宅の要件・・・昭和57年1月1日以前から存在している住宅
(※住宅そのものに係る床面積の上下限の要件はなし)
- (2)耐震改修工事の要件・・・現行の耐震基準に適合した工事で、平成18年1月1日から令和6年3月31日までに完了したもの。
- (3)費用要件・・・耐震改修工事に要した費用の合計額が50万円を超えること

2 減額の期間と範囲

改修工事が完了した住宅の翌年度分から当該住宅に係る固定資産税額が次のとおり減額されます（ただし、1戸当たり120㎡分までの部分）。

耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容	
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間	左記の期間、 固定資産税額を 2分の1に減額
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間	
平成25年1月1日～令和6年3月31日	1年間(※)	

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する場合は2年間

なお、「耐震改修に伴う減額」と「バリアフリー改修に伴う減額」・「省エネ改修に伴う減額」は同時に受けることはできません。

3 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、改修後3ヶ月以内に「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、下記の添付書類とともに提出してください。

【添付書類】

- ①耐震基準適合証明書（地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書）
地方公共団体、建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するものです。
- ②工事領収書（上記の証明書に工事費の記載がある場合は不要です。）
耐震改修工事にかかった費用が50万円を超えることを確認する書類です。

申告方法、その他要件の詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先

福崎町役場 税務課 資産税係 家屋担当 電話 0790-22-0560